

○赤磐市中心身障害者医療費給付条例

平成17年3月7日
条例第139号

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者(以下「障害者」という。)の受療を容易にするため、障害者に対し医療費支給の措置を講じ、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) [健康保険法\(大正11年法律第70号\)](#)
- (2) [船員保険法\(昭和14年法律第73号\)](#)
- (3) [私立学校教職員共済法\(昭和28年法律第245号\)](#)
- (4) [国家公務員共済組合法\(昭和33年法律第128号\)](#)
- (5) [国民健康保険法\(昭和33年法律第192号\)](#)
- (6) [地方公務員等共済組合法\(昭和37年法律第152号\)](#)
- (7) [高齢者の医療の確保に関する法律\(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。\)](#)

2 この条例において「被保険者等」とは、[健康保険法](#)、[船員保険法](#)及び[国民健康保険法](#)の規定による被保険者、[高齢者医療確保法](#)の規定による後期高齢者医療制度の被保険者、[私立学校教職員共済法](#)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、[国家公務員共済組合法](#)及び[地方公務員等共済組合法](#)の規定による組合員並びに[国民健康保険法](#)及び[高齢者医療確保法](#)以外の医療保険各法の規定による被扶養者をいう。

3 この条例において「保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例による給付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、赤磐市内に住所を有する被保険者等で[住民基本台帳法\(昭和42年法律第81号\)](#)の規定に基づき住民票に記載されている者であって、[次の各号](#)のいずれかに掲げるものとする。

- (1) [身体障害者福祉法施行規則\(昭和25年厚生省令第15号\)別表第5号](#)に定める1級、2級又は3級の身体障害者手帳を所持する者
- (2) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害者と判定された者
- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、[次の各号](#)のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。
 - (1) [生活保護法\(昭和25年法律第144号\)](#)による保護([中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律\(平成6年法律第30号\)第14条第6項](#)の規定により[生活保護法](#)による保護とみなされる支援給付を含む。)を受けている者
 - (2) 障害者が国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた老齢福祉年金の支給対象者であるとみなした場合において、当該障害者の前年の所得(1月から6月までの間における判定に際しては前々年の所得とする。以下同じ。)の額又は当該障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にあるものを含む。)若しくは[民法\(明治31年法律第9号\)第877条第1項](#)に定める扶養義務者で主として当該障害者の生計を維持する者の前年の所得の額が、国民年金法等の一部を改正する法律附則第32条第11項の規定により、当該老齢福祉年金の全部の支給を停止される額以上であるときの当該障害者
 - (3) [前項各号](#)に新たに該当することとなったときの年齢が65歳以上である者

(医療費の範囲)

第4条 この条例により給付をする医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給若しくは家族移送費の支給の対象となる療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養に要する費用([診療報酬の算定方法](#)の例により算定した額。以下「総医療費」という。)のうち、医療保険各法の規定により受給資格者が負担することになる費用(医療保険各法の規定による附加給付金又は他の法令等(条例を含む。)の規定による公費負担金があるときは、当該附加給付金又は公費負担金に、相当する額を控除する。)から一部負担金(総医療費の100分の10に相当する額(受給資格者が負担することとなる同一の月における当該一部負担金の合計額が規則で定める額を超えるときは、当該規則で定める額))を控除した額とする。

2 [前項](#)の受給資格者が負担することとなる費用の算定に当たって、医療保険各法([第2条第1項第1号](#)か

ら第6号までに掲げるものに限る。以下この項及び第9条ただし書において同じ。)の規定により受給資格者以外の被保険者等(以下「受給対象者以外の者」という。)の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の者の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、規則に定める特別の理由により、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、同項の適用について、一部負担金相当額の全部又は一部を控除しないことができる。

(受給資格証の交付申請)

第5条 この条例による医療費の給付を受けようとする者は、市長に対し、心身障害者医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)の交付申請書を提出しなければならない。ただし、自ら交付申請書を提出することができない場合は、市長が適当と認める者に代わって行わせることができるものとする。

(受給資格証の交付等)

第6条 市長は、前条の規定により交付の申請があった場合において、この条例による医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、当該申請に係る者に対し受給資格証を交付するものとする。

2 受給資格証の有効期間は、交付の日から毎年6月末日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 前項の有効期間満了後も引き続き医療費の給付を受けようとする者は、市長に対し、受給資格証の更新の申請をすることができる。

4 受給資格証の交付を受けている者は、受給資格証の有効期間が満了したとき、又は受給資格を喪失したときは、受給資格証を速やかに市長に返還しなければならない。

(給付の始期)

第7条 この条例による医療費の給付は、前条の規定による受給資格証の交付を受けた日以後の療養について行うものとする。

(給付の終期)

第8条 受給資格者に給付する医療費の対象となる療養の終期は、受給資格を喪失した日の前日とする。

(受給資格証の提出)

第9条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に対し、当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証、加入者証、組合員証又は被保険者資格証明書(以下「被保険者証等」という。)とともに受給資格証を提出しなければならない。ただし、医療保険各法の一部負担金の規定による70歳以上のものにあつては被保険者証等、高齢受給者証及び受給資格証を提出しなければならない。

(給付方法)

第10条 医療費の給付は、原則として医療機関等に支払うことによって行うものとする。ただし、規則で定める場合における医療費の給付は、当該被保険者等に支払うことによって行うものとする。

2 前項ただし書に規定する場合であつて、当該被保険者等に支払うことができない場合における医療費の給付は、当該医療費を負担した者に支払うことによって行うものとする。

3 国民健康保険法又は高齢者医療確保法の規定により保険給付が一時差し止められた受給資格者に係る医療費の給付は、当該一時差止めに係る滞納保険税が保険給付との相殺等により消滅するまでの間、停止するものとする。

(譲渡、貸与又は担保の禁止)

第11条 受給資格証は、他に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(届出等の義務)

第12条 受給資格者は、氏名、住所その他規則で定める事項につき変更があつたとき、給付事由が第三者の行為によって生じたものであるとき、又は受給資格を失ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(受給資格証の再交付)

第13条 受給資格証を破損し、又は亡失した者は、市長に対し、受給資格証の再交付の申請をすることができる。

(準用)

第14条 第5条ただし書の規定は、第6条第3項及び前2条の場合に準用する。

(医療費の返還)

第15条 偽りその他不正の行為によって医療費の給付を受けた者があるときは、市長は、その者から給付した医療費の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、給付事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による医療費の給付を行った場合において、当該第三者に対し求償することができる。

3 給付を受けた者が前項の第三者から同一の事由に基づき損害賠償を受けたときは、市長は、その者から給付した費用の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山陽町心身障害者医療費給付条例(昭和56年山陽町条例第10号)、赤坂町重度心身障害者医療費給付条例(昭和48年赤坂町条例第437号)、熊山町重度心身障害者医療費給付条例(昭和48年熊山町条例第32号)又は吉井町重度心身障害者医療費給付条例(昭和48年吉井町条例第31号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成24年7月1日から同月31日までの間における条例第3条第2項第2号の規定による老齢福祉年金の支給停止に関する規定については、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54条)第52条の規定が、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成23年政令第430号)第10条の規定により、同令附則第1条第2号の規定にかかわらず、同月1日に改正されたものとして適用する。

附 則(平成18年6月30日条例第67号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に受給資格証の交付を受けている者であって、被用者保険本人(国民健康保険法以外の医療保険各法の規定による被保険者、加入者又は組合員をいう。以下同じ。)以外の者であるものが、この条例による改正後の赤磐市中心身障害者医療費給付条例(以下「新条例」という。)第3条第2項第2号に該当することとなった場合(当該者が被用者保険本人になったことにより同号に該当することとなった場合を除く。)については、平成21年3月31日までの間、当該者は同号に該当しないものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に受給資格証の交付を受けている者については、新条例第3条第2項第3号の規定を適用しない。

4 市長は、この条例の施行の日の前においても、新条例に基づく事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成20年3月31日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前に健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の規定による改正前の老人保健法の規定による医療、医療費の支給、保険外併用療養費の支給、老人訪問看護療養費の支給若しくは移送費の支給の対象となる療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた者に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

3 施行日に、高齢者医療確保法の規定により、岡山県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療制度の被保険者となった場合については、当該変更に係る第12条の規定による届出を要しない。

附 則(平成20年7月2日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月2日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則(平成24年7月1日条例第29号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、平成24年7月9日から

施行する。

附 則(平成26年7月9日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費の給付方法については、なお従前の例による。

○赤磐市中心身障害者医療費給付条例施行規則

平成17年3月7日
規則第106号

(趣旨)

第1条 この規則は、赤磐市中心身障害者医療費給付条例(平成17年赤磐市条例第139号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担上限月額)

第2条 条例第4条第1項の規則で定める額は、別表第1に定める受給資格者の区分(以下「所得区分」という。)に応じ、別表第2に掲げる額(以下「負担上限月額」という。)とする。

(一部負担金の減免)

第3条 条例第4条第3項の規則で定める特別な理由は、条例による給付を受ける者の属する世帯の主たる生計維持者(療養を受ける者が市町村国民健康保険の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による後期高齢者医療制度の被保険者であるときは世帯主、被用者保険又は国民健康保険組合の被保険者、加入者、組合員又は被扶養者であるときは被保険者、加入者又は組合員とする。)がおおむね過去1年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当したことにより、市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税を減免され、又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者である者(同法第6条第1項に規定する被保護者又は一部負担金の減免により同法の規定による保護を要しないこととなる者をいう。以下同じ。)となった場合とし、市町村民税が課されていない者又は要保護者である者が、おおむね過去1年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当した場合も同様とする。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた場合
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により著しく収入が減少した場合
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した場合
- (4) 重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期間入院した場合
- (5) その他前各号に準ずるものとして市長が認めた場合

(受給資格証の交付等)

第4条 条例第5条及び第6条第3項の規定による申請は、心身障害者医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第1号)に医療保険法による被保険者証を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その適否について審査を行い、適当と認めた者については心身障害者医療費受給資格証交付台帳(様式第2号)に記載し、心身障害者医療費受給資格証(様式第3号。以下「受給資格証」という。)を交付し、申請を不適当と認めた者については心身障害者医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書(様式第4号)により当該申請者にその旨を通知するものとする。

3 条例第6条第3項の規定による受給資格証更新の申請は、その有効期間満了前1箇月までに第1項の規定により行うものとし、更新申請を不適当と認めた者については、前項の規定により通知するものとする。

(一部負担金の減免の手続き等)

第5条 第3条の規定に該当し、一部負担金の減額又は免除を受けようとする者は、心身障害者医療費一部負担金減免申請書(様式第5号)を市長に提出し、心身障害者医療費一部負担金減免証明書(様式第6号)の交付を受けなければならない。

2 前項の規定による証明書の交付を受けた者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に対し受給資格証とともに当該証明書を提出しなければならない。

3 市長が第1項の規定による証明書の交付をしたときは、心身障害者医療費一部負担金減免証明書交付簿(様式第7号)に記録し整理するものとする。

(医療費の支払)

第6条 条例第10条第1項に規定する医療費の審査及び支払に関する事務は、岡山県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に委託して行うものとする。

(医療費支払の特例)

第7条 条例第10条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 岡山県以外の医療機関等で療養を受けた場合

- (2) 医療保険各法に規定する療養費の支給の対象となる療養を受けた場合
- (3) 医療保険各法に規定する移送費の支給、家族移送費の支給の対象となる移送を受けた場合
- (4) [国民健康保険法\(昭和33年法律第192号\)](#)又は[高齢者医療確保法](#)に規定する被保険者資格証明書を提出し療養を受けた場合
- (5) 受給資格者が医療機関等に対し支払った同一の月における[条例第4条第1項](#)の規定による一部負担金の合計額が負担上限月額を超えた場合
- (6) 岡山県内に事務所を有しない国民健康保険組合のうち別に定めるもの以外のもの又は岡山県外の市町村が行う国民健康保険の被保険者及び岡山県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度の被保険者が療養を受けた場合
- (7) その他市長が必要と認めた場合
(医療費給付申請の方法)

第8条 [前条第1号](#)及び[第6号](#)に規定する給付を申請する場合は、心身障害者医療費給付申請書([様式第8号](#)。以下「給付申請書」という。)に、医療機関等が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収証を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度の被保険者が[同条第1号](#)に規定する給付を受ける場合は、申請を要しない。

- 2 [前条第2号](#)から[第4号](#)までに規定する給付を申請する場合は、給付申請書に保険者が発行する通知書又は証明書([様式第9号](#))を添付して行うものとする。ただし、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度の被保険者が[同条第2号](#)に規定する給付を受ける場合は、申請を要しない。
- 3 [前条第5号](#)に規定する給付を申請する場合は、心身障害者医療費一部負担限度額差額給付申請書([様式第10号](#)。以下「差額給付申請書」という。)に、医療機関等が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収証を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認めるときは、当該領収証の添付を省略することができる。
- 4 [前条第7号](#)に規定する給付を申請する場合は、別に市長が定めるところにより、[前3項](#)のいずれかの方法により、市長に申請しなければならない。
(医療費給付の決定等)

第9条 市長は、[前条](#)の規定による給付申請書又は差額給付申請書の提出を受けたときは、給付の適否について審査を行い、適当と認めた者については心身障害者医療費給付決定通知書([様式第11号](#))により、給付を不適当と認めた者については心身障害者医療費給付却下通知書([様式第12号](#))により、その旨を当該申請者に通知するものとする。
(届出)

第10条 [条例第12条](#)に規定する規則で定める事項は、[次の各号](#)に掲げる事項とする。

- (1) 受給資格者の住所及び氏名
- (2) 被保険者名、加入者名又は組合員名
- (3) 保険者名
- (4) 記号番号
- (5) 附加給付金の内容
- (6) 受給資格者に属する世帯の世帯主及び世帯員
- (7) 受給資格者又は受給資格者の属する世帯の世帯主及び世帯員にかかる所得若しくは課税の状況
- 2 [前項各号](#)に掲げる事項の変更に係る届出は、心身障害者医療費受給資格変更届([様式第13号](#))により行うものとする。
- 3 [条例第12条](#)に規定する給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、第三者行為傷病届([様式第14号](#))により行うものとする。
- 4 [条例第12条](#)の規定による受給資格を失ったときの届出は、心身障害者医療費受給資格喪失届([様式第15号](#))により行うものとする。
(再交付)

第11条 [条例第13条](#)の規定による申請は、心身障害者医療費受給資格証再交付申請書([様式第16号](#))により行うものとする。
(医療費の返還)

第12条 [条例第15条](#)の規定による医療費の返還命令は、心身障害者医療費返還通知書([様式第17号](#))により行うものとする。
(医療費支給台帳)

第13条 市長は、心身障害者医療費支給台帳([様式第18号](#))を備え、医療費の給付に関して必要な事項を記録しておかなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、心身障害者医療費の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山陽町心身障害者医療費給付条例施行規則(昭和56年山陽町規則第5号)、赤坂町重度心身障害者医療費給付条例施行規則(昭和48年赤坂町規則第129号)、熊山町重度心身障害者医療費給付条例施行規則(昭和48年熊山町規則第11号)又は吉井町重度心身障害者医療費給付条例施行規則(昭和48年吉井町規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年6月20日規則第274号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年9月11日規則第91号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の赤磐市中心身障害者医療費給付条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、この規則による平成21年7月1日から平成29年6月30日までの間に行われる療養に要する費用についての新規則第2条の規定による負担上限月額適用については、新規則別表第2中「4,000円」とあるのは「2,000円」と、「2,000円」とあるのは「1,000円」と読み替えるものとする。

3 この規則による改正前の赤磐市重度心身障害者医療費給付条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

4 別表第1の適用に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項中「世帯主」とあるのは「年齢19歳未満の扶養親族を有する者」と、「当該世帯主と同一の世帯に属する」とあるのは「生計を一にする」と読み替えるものとする。

5 別表第1の低所得Ⅱの項における所得割を課されない者に係る課税所得金額の算定に当たっては、地方税法第314条の2第1項及び第2項の規定による総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額からの控除後の金額から、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項の規定による控除対象者(同項中「世帯主」とあるのは「年齢19歳未満の扶養親族を有する者」と、「当該世帯主と同一の世帯に属する」とあるのは「生計を一にする」と読み替えて適用する。)を扶養親族として有する者にあつては同項第2号の規定による合計額を控除した後の金額により算定するものとする。

附 則(平成19年6月22日規則第89号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に受給資格証の交付を受けている者(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療制度の施行に伴い、規則別表第1の備考に規定する受給資格者と生計を一にする者が変更されることとなる者に限る。)に係る同備考の規定の適用については、平成20年6月30日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の赤磐市中心身障害者医療費給付条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成21年3月2日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の赤磐市中心身障害者医療費給付条例施行規則に定める様式による用紙は当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成21年7月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年8月1日規則第48号)

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則(平成23年5月17日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年7月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年5月14日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の赤磐市中心身障害者医療費給付条例施行規則の規定にかかわらず、平成24年6月30日までの間に療養を受けた月に係る別表第1の所得区分については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日から平成24年7月31日までの間における別表第1の所得区分の適用に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項の規定が、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成23年政令第430号)第4条の規定により、この規則の施行の日に改正されたものとして適用する。

4 前項の規定による別表第1の適用に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項中「世帯主」を「年齢19歳未満の扶養親族を有する者」と、「当該世帯主と同一の世帯に属する」を「生計を一にする」と読み替えるものとする。

5 附則第3項による別表第1の低所得Ⅱの項における所得割を課されない者に係る課税所得金額の算定に当たっては、地方税法第314条の2第1項及び第2項の規定による総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額からの控除額の金額から、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項の規定による控除対象者(同項中「世帯主」とあるのは「年齢19歳未満の扶養親族を有する者」と「当該世帯主と同一の世帯に属する」とあるのは「生計を一にする」と読み替えて適用する。)を扶養親族として有する者にあつては同項第2号の規定による合計額を控除した後の金額により算定するものとする。

附 則(平成25年5月9日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月30日規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前までに受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費給付申請の方法については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に発行されている改正前の赤磐市中心身障害者医療費給付条例施行規則様式第3号による受給資格証は、第1条の規定による改正後の赤磐市中心身障害者医療費給付条例施行規則様式第3号による受給資格証とみなす。

4 この規則による改正前の赤磐市中心身障害者医療費給付条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成27年6月29日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月29日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係) 所得区分

所得区分	左に係る受給資格者の区分
一定以上所得者	他のいずれの区分にも入らない受給資格者
一般	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者について、療養を受けた月の属する年の前年(療養を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)中の所得の額(高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第7条第1項の規定により算定した金額をいう。が、

	それぞれ 同条第2項 に定める額未満である場合における当該受給資格者(低所得Ⅱ及び低所得Ⅰの区分に属する者を除く。)
低所得Ⅱ	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が、療養を受けた月の属する年度(療養を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の所得割(地方税法(昭和25年法律第226号) の規定による市町村民税の 同法第292条第1項第2号 に掲げる所得割(同法第328条 の規定によって課する所得割を除く。))を課されない者(市町村の 条例 で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において 同法 の施行地に住所を有しない者を除く。以下「市町村民税所得割非課税者」という。)である場合における当該受給資格者(低所得Ⅰの区分に属する者を除く。)
低所得Ⅰ	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が、市町村民税所得割非課税者であり、かつ、療養を受けた月の属する年の前年中の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号 に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)が零である場合における当該受給資格者

備考

この表において「受給資格者と生計を一にする者」とは、当該受給資格者の加入している医療保険各法([国民健康保険法](#)及び[高齢者医療確保法](#)を除く。)の規定による被保険者(当該受給資格者以外の者であつて、かつ、[健康保険法](#)の規定による被保険者([同法第3条第2項](#)の規定による日雇特例被保険者を除く。)、[船員保険法](#)の規定による被保険者、[国家公務員共済組合法](#)若しくは[地方公務員等共済組合法](#)に基づく組合員、私立学校職員共済制度の加入者又は[健康保険法第126条](#)の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。)又は当該受給資格者の加入している[国民健康保険法](#)及び[高齢者医療確保法](#)の規定による被保険者(当該受給資格者以外の者であつて、かつ、当該受給資格者と同一の世帯に属する者に限る。)並びに当該受給資格者と同一の住民基本台帳上の世帯に属する者をいう。

別表第2(第2条関係) 負担上限月額

所得区分	当該月における療養が外来療養(指定訪問看護を含む。)のみの場合	当該月における療養が入院療養を含む場合
一定以上所得者	44,400円	80,100円に総医療費の1%を加算した額
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	4,000円	12,000円
低所得Ⅰ	2,000円	6,000円

備考

本表において、「80,100円に総医療費の1%を加算した額」とは、80,100円と総医療費([条例第4条第1項](#)に規定する総医療費をいい、その額が801,000円に満たないときは、801,000円)から801,000円を控除した額に100分の1を乗じて得た額(この額に1円未満の端数がある場合において、その金額が50銭未満であるときはこれを切り捨て、その金額が50銭以上であるときはこれを1円に切り上げた額)との合算額をいう。